

中間前金払及び業務委託前金払制度の導入について

銚子市では、受注者（受託者）の資金調達の円滑化を通じて公共工事等の適正な施工が確保されることを目的として、平成30年4月1日以降に入札の公告を行う契約に係る案件から、中間前金払制度及び業務委託前金払制度（測量・コンサルタント）を導入します。

中間前金払制度

工事着工時に支出する前払金（請負代金額の4割）に加えて、工事の中間段階で、請負代金額の2割を追加請求できる制度です。

（1）対象工事

請負代金額が500万円以上

（2）支払要件

認定請求は、以下①～④の要件をすべて満たしていることが条件となります。

- ① 当初の前払金が支払済であること。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（3）中間前金払の割合

請負代金額の2割以内

（4）中間前金払の手順

- ① 認定請求書（第1号様式）を工事担当課へ提出。
- ② 工事担当課は、上記（2）支払要件に該当するかを審査し、認定調書（第2号様式）を交付。
- ③ 認定を受けた受注者は、保証事業会社の発行する保証証書及び請求書を工事担当課へ提出。
- ④ 中間前金払の支払い。

業務委託前金払制度（測量・コンサルタント）

受託者の資金繰りの緩和のために、初期に必要な労務費、外注費、機械購入費などを前払金として支払うものです。

（1）対象業務

業務委託料が500万円以上

（2）支払要件

前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市に提出すること。

（3）前金払の割合

請負代金額の3割以内